

学校における働き方改革基本方針

令和元年9月24日～令和4年3月31日

令和元年9月

埼玉県教育委員会

目 次

学校における働き方改革の推進 教育長メッセージ	1
これまでの経緯と趣旨	2
学校における働き方改革基本方針（概要）	3
学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方	4
県立学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組（詳細）	8
教職員の健康を意識した働き方の推進	8
○週休日の振替や休暇等を安心して確実に取得できる職場環境の推進	
○労働安全衛生法に基づく職場改善 ○教職員の健康管理の推進	
教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減	9
○教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減	
○学校への調査や県教育委員会による訪問等の縮減の推進	
○教職員の専門性の観点から優先順位を付けて業務を削減	
教職員の負担軽減のための条件整備	10
○教育条件整備を国に要望 ○県として行う教育条件整備	
○専門職員の配置及び障害者雇用の推進	
保護者や地域の理解と連携の促進	11
○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進	
○「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進	
○「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の運用	
小・中学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組（詳細）	12
教職員の健康を意識した働き方の推進	12
○教職員の健康管理の推進 ○労働安全衛生法に基づく職場改善	
○週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備	
教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減	13
○県教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減	
○学校への調査等の縮減の推進	
○関係団体等が主催する大会、コンクール等の縮減の要請	
教職員の負担軽減のための条件整備	14
○教育条件整備 ○専門職員の配置及び障害者雇用の推進	
○業務の効率化の推進	
保護者や地域の理解と連携の促進	15
○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進	
○「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進	
○「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の推進	

学校における働き方改革の推進 教育長メッセージ

「学校における働き方改革基本方針」は、県教育委員会が、学校における働き方改革を推進する上で取り組むべき道筋を示したものです。

大まかに言うと、県教育委員会では、

- 1 在校等時間の上限設定など、**制度改善**
- 2 会議や調査の縮減など、**負担軽減**
- 3 ICTの整備や部活動指導員の増員など、**条件整備**
- 4 関係機関や一般県民への**呼び掛け**
- 5 **先行事例**の収集、提供

を行っていきます。

この「基本方針」を着実に実施し、現場の最前線である学校、そこで教育活動に当たっている教職員の皆さんを全力でバックアップしてまいります。

一方、現場の教職員の皆さんの協力もなければ、働き方改革は実効あるものとはなりません。

教職員の皆さんにお願いしたいことは、

- 1 子供たちを、学校を愛し、教職員としての**仕事に最善を尽くす**ということ
ことは、これまでと変わらないこと
- 2 全てを自分で一からやろうとせず、ICTの活用などにより、指導案や指導事例、校務に係る情報を**共有**していただきたいこと
- 3 働き過ぎだな、辛いな、と思ったら、一人で抱え込まないで周囲の人、あるいは専門機関に**相談**するのをためらわないこと

の3点です。

教職員の皆さんが、心身共に健康で充実した日々を送ることが、学校における教育活動の質を高めます。その結果、学校が、子供たちにとってより楽しく魅力あふれる場となります。

県教育委員会と市町村教育委員会、そして各学校が同じ方向に向かって「学校における働き方改革」を進めていくことに御理解と御協力をお願いいたします。

令和元年9月24日

埼玉県教育委員会教育長

小松 弥生

これまでの経緯と趣旨

県教育委員会では、平成24年3月に「学校における負担軽減検討委員会報告書」をまとめ、文書作成や調査回答事務の効率化、放課後に会議や部活動等を実施しない「ノー会議デー」、会議の厳選等に取り組んでまいりました。また、毎年2回のフォローアップ会議で、取組についての効果検証を行っており、平成27年度からは「ふれあいデー」の設定、平成29年度からは調査・報告等の2割削減に向けた取組を新たに加えるなど、より効果的な教職員の負担軽減に取り組んできたところです。

その一方、近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続け、現在の教職員への負担軽減策では対応しきれない状況にあります。それに加え、新学習指導要領の本格実施に伴う新たな教育課程への対応、国が進める高大接続改革への対応などにより、更なる時間の確保が必要になってきています。

県教育委員会の平成28年度教職員の勤務状況調査（以下「勤務状況調査」という。）によると、勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合は、小学校78.5%、中学校81.2%、高校全日制54.2%、特別支援学校35.9%でした。また、勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合は、小学校23.4%、中学校31.6%、高校全日制10.8%、特別支援学校3.5%と、教諭の在校時間の長時間傾向が明らかとなりました。そういった中で『授業やその準備に集中できる時間』、『子供と接する時間』及び『自ら専門性を高めるための時間』の確保、教職員の健康維持増進が課題となっており、これらの課題に早急に対応する必要があります。

そのため、県教育委員会では平成30年3月に「学校における働き方改革推進委員会」を設置し、教職員が授業や授業準備等に集中し、教育の質を高められる環境を構築するための方針を策定することとしました。さらに、「多忙化解消・負担軽減検討委員会」（座長：東京大学大学院教育学研究科教授 勝野正章氏、構成委員：公立小学校校長会会長、中学校校長会会長、高等学校長協会会長、体育連盟会長、高等学校文化連盟会長、PTA連合会会長、職員団体等）を平成30年8月に設置し、教職員の多忙化の実態と原因、改善策などの整理を行い、様々な立場から頂いた意見をできるだけ方針に反映できるよう取り組んでまいりました。

平成30年6月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。また、平成31年1月に中央教育審議会の答申において児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うため「学校における働き方改革」の総合的な方策が示されました。それを受け、文部科学省は「在校等時間」の超過勤務の上限を原則1か月当たり45時間以内、1年当たり360時間以内等と勤務時間の上限の目安を示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を示しました。

これらに加え、県議会平成31年2月定例会における附帯決議による教職員の負担軽減や、産業医との面接などの心理的ケアの実施など、効果的な対策による教職員のトータルケア体制も踏まえて、本県公立学校の「学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。この「基本方針」は3年間の達成目標を示しており、毎年、「多忙化解消・負担軽減検討委員会」及び「フォローアップ委員会」で効果検証を行うこととしております。

県教育委員会といたしましては、今後も教職員が子供たちの指導に専念できるよう教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、教育の質の維持向上に取り組んでまいります。

学校における働き方改革基本方針(概要) 令和元年度～令和3年度版

1 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

2 調査から見えてきた教諭の働き方の現状(平成28年度 勤務状況調査)

- (1) 在校時間
- ①勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合(土日を除く)
[小学校]78.5% [中学校]81.2% [高校全日制]54.2% [特別支援学校]35.9%
 - ②勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合(土日を除く)
[小学校]23.4% [中学校]31.6% [高校全日制]10.8% [特別支援学校]3.5%

(2) 勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容

[小学校]授業準備44.2% 学級経営25.6% [中学校]授業準備32.2% 部活動24.7% [高校全日制]部活動28.1% 授業準備26.2% [特別支援学校]授業準備36.8% 校務分掌12.5% ※校務分掌とは、進路指導や生徒指導など学校運営上必要な業務分担任をいう。

3 課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

4 目標

教員^{*1}の在校等時間の超過勤務^{*2}の上限を「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(文部科学省)」で規定された「原則 ①月45時間以内 ②年360時間以内」とする。

*1 行政職員等については、「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

*2 「在校等時間の超過勤務」とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間である。

5 目標達成に向けた四つの視点

- 教職員の健康を意識した働き方の推進
- 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- 教職員の負担軽減のための条件整備
- 保護者や地域の理解と連携の促進

先行事例の紹介

- 国の委託事業「学校における業務改善加速事業」や各学校・他道府県の成果
- 業務改善の取組
スクール・サポート・スタッフの配置、業務改善会議の実施、行事・会議・教材研究等の効率化促進、不要な業務等の見直し
- ワーク・ライフ・バランスの推進 等

+

6 フォローアップ

- ICカード等、客観的な在校時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用
- 「多忙化解消・負担軽減検討委員会」からの意見聴取
- 教育局職員によるフォローアップ委員会での取組状況の評価・改善

学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

1 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

県教育委員会が平成28年度に実施した「勤務状況調査」により、教員の在校時間が長時間傾向となっていることが明らかになりました。

今後、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大¹し続けるとともに、新学習指導要領が実施され、「外国語活動・外国語科」、「プログラミング教育」、「総合的な探究の時間」等の新たな科目等への対応や、国が進める大学入学者選抜改革への対応²等により、更なる時間の確保が必要となっています。

そのような中、教員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れません。

毎日健康で子供たちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要があります。

このため、県教育委員会では、教員のほか、事務職員等も含めた全ての教職員を対象とした「基本方針」を策定することで、働き方改革を推進し、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

2 調査から見えてきた教諭の働き方の現状（勤務状況調査より）

(1) 在校時間 ①勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合（土日を除く）

[小学校]78.5% [中学校]81.2% [高校全日制]54.2% [特別支援学校]35.9%

②勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合（土日を除く）

[小学校]23.4% [中学校]31.6% [高校全日制]10.8% [特別支援学校]3.5%

(2) 勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容

[小学校] 授業準備 44.2% 学級経営 25.6% [中学校] 授業準備 32.2% 部活動 24.7%

[高校全日制] 部活動 28.1% 授業準備 26.2% [特別支援学校] 授業準備 36.8% 校務分掌 12.5%

※校務分掌とは、進路指導や生徒指導など学校運営上必要な業務分担をいう。

「勤務状況調査」では、(1)のとおり、勤務時間及び土日を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合や、80時間を超える教諭の割合が高いことが分かりました。

厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」によると、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど、脳・心臓疾患の発症と業務との関連性が「徐々に強まる」とされています。また、当該疾患の発症前2か月から6か月間平均で、月当たりの時間外労働が80時間を超えた場合は、発症と業務との関連性が「強い」とされています。

(2)の「勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容」からは、全ての学校種別で「授業準備」が上位を占めていること、中学校や高校全日制では部活動の割合が高く、いわゆる「超勤4項目³」以外の業務に教諭が対応している時間が長時間化している実態が生じていることが明らかになりました。

¹ いじめや虐待、増加する外国人児童生徒への対応

² 大学入学共通テストへの記述式問題導入、英語の「聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと」の4技能の評価への対応

³ 公立学校の教育職員に時間外勤務を命ずる場合は、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限り、次の四つの業務に従事する場合とする。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務。

3 課 題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

「2 調査から見てきた教諭の働き方の現状」から、教諭の在校時間の長時間傾向が明らかとなり、また、新学習指導要領への円滑な対応が目前に迫っていることから「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保や、教職員の健康維持増進が解決すべき課題となっています。

4 目 標

教員*1の在校等時間*2の超過勤務*3の上限を「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」で規定された「原則 ①月45時間以内 ②年360時間以内」とする。

*1 行政職員等については、「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

*2 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づくもの。

在校等時間＝①在校時間－②校内の自己研鑽等の時間＋③校外の研修や子供引率等の時間－④休憩時間

①…学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間

②…所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間。自己申告に基づき除く。

※自己研鑽の時間とは、例えば、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間

※その他業務外の時間とは、例えば、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で学校で行われる地域活動に参加している時間等

③…校外での勤務について、職務として行う研修への参加の時間や子供の引率等の職務に従事している時間。時間外勤務命令に基づくもの以外も含める。

※職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。

※職務として行う子供の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。

*3 「在校等時間の超過勤務」とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間である。

（その他）

※自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、「在校等時間」には含まれない。

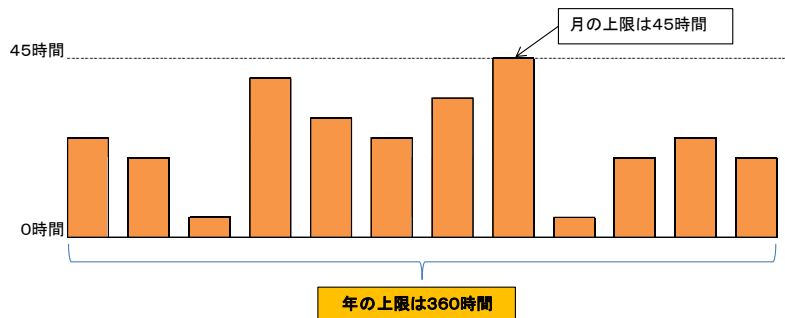
※週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務の時間については「在校等時間」に含まれる。

「2 調査から見てきた教諭の働き方の現状」及び「3 課題」を解決するために、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」を踏まえ、以下のように本県における目標を策定しました。

教員の在校等時間の超過勤務の上限を「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」で規定する以下(1)及び(2)とします。

(1) 原則、以下のア及びイを満たすものとします。

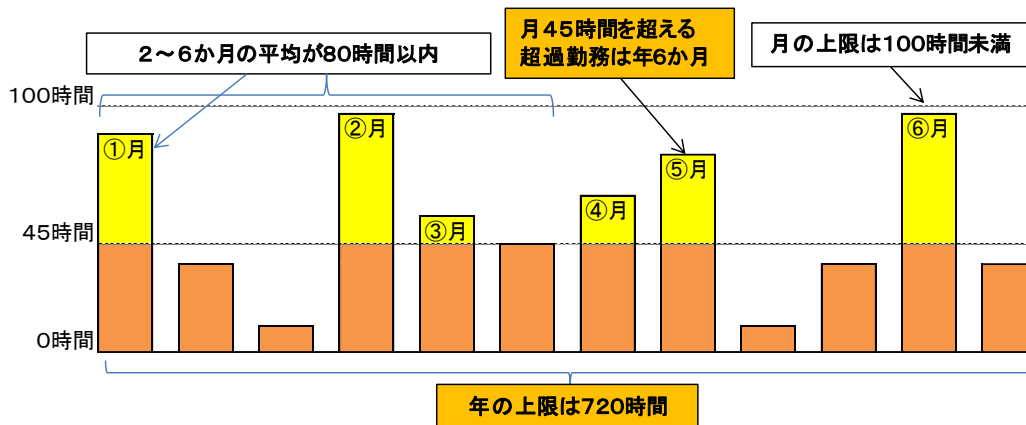
- ア 1か月の超過勤務が45時間以内
- イ 1年間の超過勤務が360時間以内



(2) 特例的な扱い

子供に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合⁴についても、以下のア及びイを満たすものとします。

- ア 1年間の超過勤務が720時間以内
- イ ① 1か月の超過勤務が100時間未満
- ② 連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務の1か月当たりの平均が80時間以内
- ③ 1か月の超過勤務が45時間を超える月が6か月まで



ここでいう在校等時間の超過勤務とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間とします。

なお、行政職員等（事務職員等、技術職員、技能職員及び学校栄養職員）については、いわゆる「36協定」を締結する中で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用されます。

この目標達成に向け、総合的な取組を行うことにより、全ての本県公立学校における在校等時間の長時間化の改善を図ることとします。

⁴ 具体的事案の内容に応じ、校長が判断することとなるが、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し子供に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが想定される。

5 目標達成に向けた四つの視点＋先行事例の紹介

- 教職員の健康を意識した働き方の推進
- 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- 教職員の負担軽減のための条件整備
- 保護者や地域の理解と連携の促進

+

- 国の委託事業「学校における業務改善加速事業」や各学校・他道府県の成果
- 業務改善の取組
スクール・サポート・スタッフの配置、業務改善会議の実施、行事・会議・教材研究等の効率化促進、不要な業務等の見直し
 - ワーク・ライフ・バランスの推進 等

教職員は、学習指導、児童・生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なまま行っている実態があり、これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれています。

「4 目標」達成のためには、教職員の健康管理を意識した働き方や教職員定数の改善等の教育条件の整備、教職員の専門性を踏まえ、子供に直接関わる教育活動から遠いものより優先順位をつけて業務を削減することや、保護者や地域の理解・連携が不可欠となります。そのため、「教職員の健康を意識した働き方の推進」、「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、「教職員の負担軽減のための条件整備」、「保護者や地域の理解と連携の促進」の四点を目標達成のための視点としました。この視点を組み合わせ、総合的な対策を講じていくこととします（「(県立学校、小・中学校における) 目標達成に向けた四つの視点と主な取組 (詳細)」を参照)。

併せて、国の委託事業「学校における業務改善加速事業」の成果も加えながら、目標達成に向け、先行事例を全県へ紹介していきます。

6 フォローアップ

- (1) ICカード等、客観的な在校時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用
- (2) 「多忙化解消・負担軽減検討委員会」からの意見聴取
- (3) 教育局職員によるフォローアップ委員会での取組状況の評価・改善

働き方改革の取組を着実に実施していくため、(1)及び(2)により、業務改善の取組を促進し、フォローアップを行います。

(1)については、ICカード等による勤務管理システムを導入し、教職員の在校時間を客観的に把握することで、各学校においては教職員の健康管理を行います。

(2)については、「多忙化解消・負担軽減検討委員会」で協議し意見聴取を行います。

(3)については、(1)やその他の取組から把握した情報を踏まえ、教育局職員によるフォローアップ委員会において、学校の特性及び教職員の専門性を踏まえて「基本方針」の取組状況について検討し、年度毎に「基本方針」の内容について、見直しを図ります。

7 今後の進め方

県教育委員会や県立学校においては、この「基本方針」に基づき、取組を進めます。

また、市町村立小・中学校等については、市町村教育委員会に対し、この「基本方針」を参考に、同様の「基本方針」の策定を促すことにより、県と市町村が協力して全県において「学校における働き方改革」を推進していきます。

県立学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組（詳細）

教職員の健康を意識した働き方の推進

○週休日の振替や休暇等を安心して確実に取得できる職場環境の推進

- 【**県**⁵】週休日の振替や休暇等が確実に取れるよう、振替の原則は1日単位であることを周知し、4週につき8日の週休日を設けることを校長会議等で指導を徹底します。
- 【**県**】休暇制度等について、国の動向なども踏まえ、日数増や取得要件の緩和、取得手続の簡略化を検討します。
- 【**県**】妊娠教職員の勤務軽減の改善に向けて努力します。
- 【**県・学校**】「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を各学校で活用し、制度等の一層の周知を図るとともに、制度が利用しやすい職場環境づくりを目指します。
- 【**県**】産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切な後補充の配置について、努力します。

○労働安全衛生法に基づく職場改善

- 【**県**】埼玉県教育委員会安全衛生委員会の意見を積極的に取り入れながら教育委員会全体の課題として対応策を検討し取組を進めます。また、そのために、会議内容や運営などより良い委員会の在り方を検討します。
- 【**県・学校**】各学校の衛生委員会について、労働安全衛生法に基づく委員選出や会議の開催・運営等を徹底します。
- 【**県・学校**】学校の環境整備など、衛生委員会で検討した各学校からの要求については、その実現に向けて努力します。

○教職員の健康管理の推進

- 【**県**】健康診断や人間ドックなどの受診環境の改善を進め、サービスの取扱いなどの改善に向け努力します。
- 【**県・学校**】ストレスチェックの集団分析方法を改善し、その結果を基に衛生委員会で検討した各学校からの要求については、その実現に向けて努力します。
- 【**県・学校**】長時間勤務や高ストレスの教職員に対して、健康管理医（全高等学校・特別支援学校に配置）による面接指導を勧奨するとともに、その結果に基づく適切な措置を講じます。（長時間勤務者に対する面接指導 H30予算：60人→R1予算：690人）
- 【**県**】健康不安のある教職員に対して、教育局保健師による健康相談を実施します。

⁵ 実施主体を表す。【**県**】…県教育委員会、【**市町村**】…市町村教育委員会、【**学校**】…学校

教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

○教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減

- 【県】年次研修の体系を見直し、年次研修の縮減に向けて検討します。
- 【県】年次研修の校内研修に関しては、実施回数の大幅な縮減に向け検討するとともに、研究授業については、負担軽減の方法について検討します。
- 【県】年次研修におけるレポートの縮減（本数2割減）について検討します。また、法定研修においてレポート作成時間を研修時間に含めた取扱いとすることについて検討します。
- 【県】校長会議等において、資料の電子化による事前配布、資料の削減（2割減）、各課が別々に行っていた会議を同一日の同一会場にまとめることにより、会議の効率化及び出張回数の削減による出席者の負担軽減を図ります。また、テレビ会議システムを活用した研修や授業研究について研究します。

○学校への調査や県教育委員会による訪問等の縮減の推進

- 【県】学校への調査の縮減（調査回答に要する時間の2割減）を実効性を持って更に進めるために、調査の縮減計画を毎年度作成します。
- 【県】現在実施中の高校教育指導課訪問については、負担軽減の観点から、令和2年度で終了することとします。その他の訪問等については、見直し等について検討します。
- 【県】新たな施策、調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドを原則とします。
- 【県】校長会議、副校長・教頭会議、事務長会議、年次研修等で、学校現場からの負担軽減について意見交換等を実施し、今後の教育委員会の施策に反映します。

○教職員の専門性の観点から優先順位を付けて業務を削減

- 【県・学校】進学フェア等のイベントについては、多忙化解消・負担軽減の観点から、大幅に縮減するよう主催者団体に働き掛けます。その際、夏季休業中に行われている生徒募集に関する大規模なイベントについても、日数の縮減について主催者に働き掛けます。また、趣旨の重なるイベントについて、日数の縮減や開催時期を調整するよう、それぞれの主催者に働き掛けます。中学校訪問については、時期や回数、方法を見直すことで全県一斉的に縮減するようにします。
- 【県・市町村・学校】交流事業（「上級学校訪問」や「出前授業」など）を実施する場合、高等学校の負担に配慮して実施するよう、市町村教育委員会に働き掛けます。特に、「出前授業」については、出張を伴うなど、負担が大きいことから特別な事情がある場合に限り受け入れることもできますが、高等学校においては当面の間、負担軽減の観点から原則受入れを見合わせることにします。
- 【県】日本学生支援機構の奨学金事務負担を軽減するために、機構の取組状況を踏まえながら、県教育委員会内に問合せに対しての体制の整備に向けた検討を行うとともに、教職員の負担軽減に向け、国等へ働き掛けます。
- 【県】特別支援学校で行っている警察学校研修の受入れについては、学校の希望に基づき実施することとし、希望のない学校については実施しない取扱いとすることを検討します。

教職員の負担軽減のための条件整備

○教育条件整備を国に要望

- 【県】 教員定数の改善については、あらゆる機会を捉えて、国に働き掛けます。
- 【県】 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する支援の充実を図るよう、国に働き掛けます。
- 【県】 ICTを推進するに当たっては、ICT支援員等の職員を配置できるよう国に要望します。
- 【県】 障害者が働きやすい職場をつくるため、人的支援や施設改修等に係る財政措置等について、国に働き掛けます。
- 【県】 特別支援学校の設置基準を含む施設・設備の在り方について、国との情報交換に努めます。

○県として行う教育条件整備

- 【県】 生徒の実態を考慮し、特に必要がある場合には少人数学級編制を推進できるよう努めます。
- 【県】 引き続き、計画的に特別支援学校の教育環境整備を進めます。また、既存の学校の過密を解消するため、新設校や高校内分校の設置のほか、校舎の増築や厨房の改修など既存校への対応も含め更に検討を進めます。
- 【県】 新学習指導要領や高大接続改革に対応した「校務支援システム」の機能改善を行うとともに、「校務支援システム」を運用するに当たっての問合せに対応するサポートデスクを設置し、教職員の負担軽減を図ります。また、ICT支援員等の職員が配置できるように県としても努力します。
- 【県】 作成された教材の共有を図る情報交換サイトの全県的な利用に向けた研究を進め、教員の授業準備を支援します。また、デジタル教材等を日常的に活用できるよう普通教室へのプロジェクターの整備等、ICT教育環境の充実を図ります。

○専門職員の配置及び障害者雇用の推進

- 【県】 多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のために、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と運用の工夫に努めます。
- 【県】 家庭との対応や子供を取り巻く問題に関して、弁護士等の専門家による個別相談を実施し、教職員を支援します。
- 【県】 高等学校の部活動指導員について、モデル事業の状況を踏まえ、配置拡充に向け、努力します。また、特別支援学校への導入については、障害特性への配慮など様々な課題があることから、引き続き研究します。
- 【県】 障害者が働きやすい職場をつくるため、障害者本人を支援する支援員の配置など必要な予算の確保に努めます。

県立学校におけるバリアフリー化については、大規模改修工事などに合わせて、多目的トイレ、入口スロープや階段手すりの設置、出入り口拡幅などの改修を計画的に進めています。今後も引き続きバリアフリーに対応した施設整備を進めていきます。

保護者や地域の理解と連携の促進

○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- 【県】 ホームページや県教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。
- 【県】 放課後から夜間などに実施する見回り等については、地域の実情に応じて必要性の精査について周知します。
- 【県】 これまで培ってきた地域等の連携を生かし、子供たちの実社会からの学びを充実させる取組を学校の実状も十分踏まえて、進めてまいります。
- 【県】 高体連、高文連等を通じて各競技団体に大会やコンクール等の精査・縮減を申し入れます。

○「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

- 【県・学校】 実施する際、保護者に対して丁寧な説明を行います。
- 【県・学校】 緊急連絡先等の周知など、緊急対応に支障がないように配慮するよう働き掛けます。

○「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」の運用

- 【県・学校】 県方針を踏まえ各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」については、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行うこととし、学校の教育目標・目指す学校像・各学校の状況に応じて柔軟に対応できるよう配慮します。

小・中学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組（詳細）

教職員の健康を意識した働き方の推進

○教職員の健康管理の推進

- 【県】市町村教育委員会に対し、勤務が長時間となっている教職員に産業医等による面接指導の勧奨を働き掛けます。
- 【県・市町村・学校】面接指導を受けた教職員への校内協力体制の確立や校務分掌の見直しなどの適切な対応について市町村教育委員会を通じて各学校に働き掛けるとともに、健康維持増進の視点から休暇等取得促進を呼び掛けます。
- 【県・市町村】市町村教育委員会に対し、ストレスチェックの集団分析方法、結果についての情報提供を行います。
- 【県・市町村】市町村教育委員会に対し、教職員の健康管理推進のための在校時間把握に向けた、ICカード等による客観的な方法の導入について、積極的に働き掛けます。
- 【県・市町村】市町村教育委員会に対し、市町村独自の負担軽減検討委員会を設置（設置率100%）するよう働き掛けます。
- 【県・市町村】市町村教育委員会に対し、先行事例の紹介や業務改善会議の導入への働き掛けを行い、県内小・中学校へ業務改善会議を普及します。
- 【県】業務改善会議等を含め業務改善の取組を実効性のあるものにするために、業務改善推進コーディネーターの育成を図ります。

○労働安全衛生法に基づく職場改善

- 【県・市町村】市町村教育委員会に対し、埼玉県教育委員会安全衛生委員会の活動状況等の情報提供を行います。
- 【県・市町村】市町村教育委員会に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働き掛けます。

○週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

- 【県・市町村】週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、市町村教育委員会へ確実に周知するとともに、校長会議等で指導します。
- 【県・市町村・学校】教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。
- 【県・市町村・学校】職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。
- 【県・市町村】休暇制度等について、国や他県の動向を踏まえ、日数増や取得要件の緩和、取得手続の簡略化を検討します。
- 【県・市町村】妊娠教職員の勤務軽減の改善に向けて努力します。
- 【県・市町村】産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切にサポートできる体制を整えるなど速やかに職場全体を支援します。

教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

○県教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減

- 【県】負担軽減の観点から年次研修の体系を見直し、年次研修の縮減に向けて研修の在り方や内容について検討します。
- 【県】年次研修におけるレポートの縮減（本数2割減）及び法定研修でのレポート作成時間の取扱いについて検討します。
- 【県】年次研修における校内研修に関しては、実施回数の大幅な縮減に向け検討するとともに、研究授業については、負担軽減の方法について検討します。
- 【県・市町村】市町村教育委員会が独自に行っている年次研修に関して、県主催の各研修と内容の重複がある場合、内容の見直しや縮小、実施方法の工夫について働き掛けます。

○学校への調査等の縮減の推進

- 【県】新たな施策、調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドを原則とします。
- 【県】学校への調査の縮減（調査回答に要する時間の2割減）を進め、調査の縮減計画を毎年度作成します。
- 【県・市町村】市町村教育委員会の要請に基づく教育事務所による学校訪問について、過度な応対や接待は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化、学校の業務状況へ配慮をするように働き掛けます。
- 【県・市町村】調査研究事業等で学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等を活用するなど調査回数や項目の見直し、削減をします。

○関係団体等が主催する大会、コンクール等の縮減の要請

- 【県・市町村】各種教科団体等が行う文化的行事や展覧会等について、縮減、廃止等の見直しをするよう働き掛けます。また、市町村教育委員会が実施する文化的行事や展覧会等についても、見直すよう働き掛けます。
- 【県・市町村】各市町村で実施されている体育的行事については、児童生徒や教職員の健康や安全に配慮し、大会の厳選や大会までの取組を含めた実施運営上の見直しを検討するよう働き掛けます。
- 【県・市町村】各市町村や各種関係団体に対し、週休日等実施される大会や記録会において、安易に学校職員を運営要員としないよう求めるとともに、大会や記録会等の縮減を含んだ負担軽減を図るよう働き掛けます。

教職員の負担軽減のための条件整備

○教育条件整備

- 【県・市町村】児童生徒の実態を考慮し、小学校2年生、中学校1年生での少人数学級編制を引き続き実施します。
- 【県】小中学校で全県的に実施する持ち時数調査の結果を基に、教職員定数の改善等について、あらゆる機会を捉えて国に要望します。

○専門職員の配置及び障害者雇用の推進

- 【県】多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と運用の工夫に努めます。
- 【県】部活動指導員について市町村教育委員会の要望を踏まえながら、増員に向けて努力します。
- 【県】市町村教育委員会と連携し、スクール・サポート・スタッフの配置（令和元年度202人予定）について支援します。併せて、有効に活用する方法等の情報提供を行います。
- 【県・市町村】市町村教育委員会と連携し、障害者が働きやすい職場をつくるため、支援員の配置など必要な予算の確保に努めます。

○業務の効率化の推進

- 【県・市町村】市町村教育委員会に対し、成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減のためのICTの活用を推進するために、「校務支援システム」に関する先行事例の紹介や、その導入について働き掛けます。
- 【県・市町村】県内の市町村教育委員会や学校、他都道府県における先行事例等を紹介するとともに、進路指導における負担軽減に向けた検討を行うなど学校の業務の効率化を推進します。
- 【県】学校支援コミュニケーションサイト内等にページを作成し、学習指導案や教材等を関係者で共有し、教員の教材づくり等の授業準備に掛ける時間を削減し、事務の効率化を図ります。

保護者や地域の理解と連携の促進

○教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- 【県】ホームページや県教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。
- 【県】「地域とともにある学校づくり」への転換を図るため、コミュニティ・スクール研修会等を開催します。
- 【県・市町村】放課後から夜間などに実施する見回り等については、地域の実情に応じて必要性を精査するよう働き掛けます。

○「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

- 【県・市町村・学校】市町村教育委員会に対し、「ふれあいデー」に関する趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働き掛けます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うよう働き掛けます。
- 【県・市町村】市町村教育委員会に対し、保護者や地域への緊急連絡先などの周知など、緊急対応に支障がないように配慮するよう働き掛けます。

○「埼玉県の一部活動の在り方に関する方針」の推進

- 【県・市町村】市町村教育委員会に対し、生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「一部活動の在り方に関する方針」の意義について丁寧に説明を行うよう働き掛けます。